



| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 規 則 | |
| ◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| ◎高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 告 示 | |
| ○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) (3・26揭示) | 3 |
| ○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (") (") | 4 |
| ○保安林の指定施業要件の変更 (治山林道課) | 4 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の揭示 (2件) (") | 4 |
| ◎告示 (高知県漁港管理条例第10条の2 第1項第1号に規定する施設の指定) の一部改正 (漁港漁場課) | 9 |
| ○道路の区域変更 (道 路 課) | 11 |
| ○道路の供用開始 (4件) (") | 11 |
| ◎告示 (指定金融機関等の名称、位置) の一部改正 (会計管理課) | 12 |
| ◎告示 (高知県会計規則第2条による出 先機関及び取扱店の指定)の一部改正 (") | 12 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課) | 13 |
| ○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課) | 13 |
| ----- 規 則 ----- | |
| 高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月29日 高知県知事 尾崎 正直 | |
| 高知県規則第15号 高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県漁港管理条例施行規則 (昭和38年高知県規則第38号) の | |

一部を次のように改正する。
第5条の4第3項中「当該届出者の使用の許可の期間の残期間 (当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。) による」を「既納の使用料の額から、当該届出者の使用の許可の日から当該許可を取り消した日までの間の使用の許可とした場合における使用料の額を減じて計算する」に改め、同項後段を削る。

第5条の6第1号中「及び柏島漁港」を「、柏島漁港及び佐賀漁港」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則 (平成16年高知県規則第40号) の一部を次のように改正する。

第17条中「第13条に規定する」を「第13条の」に、「次に定める」を「次の」に改め、同条第1号ア及びイ中「以下」を「以下この号において」に改め、同号オ(エ)中「(ア)、(イ)又は(ウ)」を「(ア)から(ウ)までのいずれか」に改め、同号オ(オ)中「(ア)、(イ)又は(ウ)」を「(ア)から(ウ)までのいずれか」に、「が確認できない」を「を確認することができない」に改め、同号キ中「、かつ、同号の建築物の延べ面積が180平方メートル以内で」を削り、同条第2号ア中「確認できる」を「確認することができる」に改め、同号エ中「、かつ、建築物の延べ面積が180平方メートル以内で」を削り、同条第3号イ中「、確認済建築物」を「確認済建築物」に改め、同号エ中「場合には」を「場合にあっては」に改め、同号オ中「証明できる」を「証明することができる」に改め、同号キ中「、従前の」を「従前の」に改め、同号コ中「180平方メートル」を「従前の1.5倍」に改め、同号コただし書を削り、同条第4号ア(エ)を削り、同号ア(ウ)中「、従前の」を「従前の」に、「増加する」を「増加する場合にあっては、増加後の敷地面積が500平方メートル以内である」に改め、同号ア中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 新築等を行う建築物の延べ面積が従前の建築物の1.5倍を超える場合にあっては、新築等を行う建築物の敷地面積が従前の建築物の敷地面積より増加しないこと。ただし、(エ)に該当するときを除く。

第17条第4号イ中「第7条第1号に該当する」を「第7条第1

号の」に改め、同号イ(ア)中「、(イ)及び(エ)の」を「及び(イ)に掲げる」に改め、同号イ(イ)中「超える」を「超える場合にあっては、新築等を行う建築物の敷地面積が500平方メートル以内である」に改め、同号イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 新築等を行う建築物の敷地面積が従前の建築物の敷地面積より増加しないこと。

第17条第5号エ中「、かつ、建築物の延べ面積が180平方メートル以内で」を削り、同条第6号ア(ウ)中「の要件」を「に掲げる要件」に改め、同号イ中「場合には」を「場合にあっては、」に改め、同号イ(ウ)及び同条第7号エ中「の要件」を「に掲げる要件」に改め、同条第8号ア中「の要件」を「並びに第5号エに掲げる要件」に改め、同号イ(エ)中「第10条第1項の」を「第10条の勧告又は」に改め、同号イ(オ)中「その他」を削り、「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(エ)までに掲げる移転」に改め、同号ウを削り、同号エを同号ウとする。

第18条第1号イただし書を削り、同号ウ中「、従前」を「従前」に改め、同条第2号アただし書を削り、同号イ中「の要件」を「に掲げる要件」に改め、同条第3号アただし書を削り、同号イ中「の要件」を「に掲げる要件」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則 (昭和40年高知県規則第87号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県宅地建物取引業法施行細則

第4条の見出しを「(従業者変更届)」に改め、同条中「に規定する」を「の宅地建物取引業に」に改める。

第5条第2項中「亡失又は滅失したものを」「亡失し、又は滅失した者」に、「別記第2号様式の」を「別記第2号様式による」に改める。

第7条の3を第7条の4とし、第7条の2を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。
(登録に必要な実務の経験等)

第7条の2 法第18条第1項の実務の経験 (以下この条において「実務の経験」という。) は、次の各号に掲げるいずれかの業務の経験とし、法第19条第1項の規定による登録の申請 (以下この条において「登録の申請」という。) の前10年以内のもの

でなければならない。

- (1) 宅地建物取引業者としての業務
 - (2) 宅地建物取引業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査その他の具体的な取引に関する業務
- 2 施行規則第13条の15に規定する期間の計算に当たっては、実務の経験を月単位で計算し、1月に満たない日数については、合算し、30日を1月としてするものとする。
- 3 知事は、実務の経験を有する者であることを確認するため必要があると認めるときは、登録の申請をする者に対し、施行規則第14条の3第3項第2号の書面のほか、勤務の状況を客観的に把握することができる書面を提出させることができる。
- 4 施行規則第14条の3第3項第2号の書面として添えられる施行規則第13条の21第13号に規定する修了証は、登録の申請の前10年以内に交付されたものであり、かつ、原本でなければならない。
- 第8条第2項中「規定による」を削り、「受けているもの」を「受けている者」に、「宅地建物取引主任者証」を「当該宅地建物取引主任者証」に改める。
- 第9条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「に規定する登録の消除を申請する」を「の登録の消除の申請をする」に、「受けているもの」を「受けている者」に、「前項に掲げるもののほか」を「当該」に改める。
- 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 免許証番号 高知県知事（ ）第 号

商号又は名称

住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

宅地建物取引業従業者変更届

宅地建物取引業に従事する者の名簿に変更がありましたので、高知県宅地建物取引業法施行細則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

| 区分 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 職務内容 | 変更年月日 | 従業者証明書番号 |
|------------|----|------|----|------|-------|----------|
| 退職 (転出) | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 雇用 (転入) | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 免許証番号 高知県知事（ ）第 号

商号又は名称

住所（法人の
場合は、主たる
事務所の所在地）

氏名（法人の
場合は、名称
及び代表者の
職・氏名）

電話番号

Ⓜ

宅地建物取引業者免許証紛失届

宅地建物取引業者免許証を紛失しましたので、高知県宅地建物取引業法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項中「当該届出者の使用の許可の期間の残期間（当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。）による」を「既納の使用料の額から、当該届出者の使用の許可の日から当該許可を取り消した日までの間の使用の許可とした場合における使用料の額を減じて計算する」に改め、同項後段を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県海岸管理条例施行規則（平成18年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項中「当該届出者の使用の許可の期間の残期間（当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。）による」を「既納の使用料の額から、当該届出者の使用の許可の日から当該許可を取り消した日までの間の使用の許可とした場合における使用料の額を減じて計算する」に改め、同項後段を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第175号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年3月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

布加入区

浜改田加入区

高知県告示第176号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年3月高知県告示第206号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年3月25日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

布加入区

浜改田加入区

高知県告示第177号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項規定により告示する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

- 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
魚つき
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
土佐清水市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第178号

平成23年2月高知県告示第97号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大月町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
宮地 音次
 - (2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
坂本 加都
 - (3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
中野 種次
 - (4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
坂本 庄太郎
 - (5)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
堀 金吾
 - (6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
岡山 米蔵
 - (7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
坂本 長松
 - (8)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切
イ 氏名
宮地 国吾郎
 - (9)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大月町一切

| | | |
|--|--|--|
| イ 氏名 武田 辰次 (10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | 山岡 鶴吉 (21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | (32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 |
| イ 氏名 宮地 房太郎 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 小島 利作 (22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 坂本 福太郎 (33)ア 登記簿記載の住所 愛媛県温泉郡新浜村 |
| イ 氏名 坂本 万太郎 (12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 小島 熊次 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 水戸 安太郎 (34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 |
| イ 氏名 福田 新太郎 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 中平 千代次 (24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 坂本 友次 (35)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 |
| イ 氏名 山岡 寿太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 赤松 熊吉 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 坂本 黒平 (36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 |
| イ 氏名 福田 惣太郎 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 岡田 七太郎 (26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 宮地 勝之助 (37)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地45番屋敷 |
| イ 氏名 福田 常太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 宮地 初吾郎 (27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 谷本 清真 (38)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地30番屋敷 |
| イ 氏名 福田 数太郎 (17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 宮地 猶太郎 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 今津 相之助 (39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地46番屋敷 |
| イ 氏名 福田 弥三郎 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 宮地 長太郎 (29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 小谷 政吉 (40)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地47番屋敷 |
| イ 氏名 山岡 定吉 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 宮地 驚三郎 (30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 立石 秀次郎 (41)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地165番地 |
| イ 氏名 福田 春太郎 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 坂本 幸次郎 (31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 | イ 氏名 小谷 己子吉 (42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地66番屋敷 |
| イ 氏名 | イ 氏名 坂本 弁次 | (43)ア 登記簿記載の住所 |

| | | |
|---|---|--|
| イ 氏名 谷本 祥吉 (44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地35番屋敷 | イ 氏名 山下 国松 (55)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地11番屋敷 | (66)ア 坂本 勝次 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地20番屋敷 |
| イ 氏名 徳弘 房太郎 (45)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地33番屋敷 | イ 氏名 橋本 忠吾 (56)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 2 番屋敷 | イ 氏名 徳弘 兼吾 (67)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地21番屋敷 |
| イ 氏名 中川 市松 (46)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地36番屋敷 | イ 氏名 増弘 嘉吉 (57)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 4 番屋敷 | イ 氏名 徳弘 兼太郎 (68)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地23番屋敷 |
| イ 氏名 小谷 万次 (47)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地38番屋敷 | イ 氏名 小橋 倉太郎 (58)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地17番屋敷 | イ 氏名 中野 猶五郎 (69)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地24番屋敷 |
| イ 氏名 谷本 喜代次 (48)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 3 番屋敷 | イ 氏名 上野 菊太郎 (59)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地59番屋敷 | イ 氏名 中野 万之助 (70)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地25番屋敷 |
| イ 氏名 小橋 源太郎 (49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 5 番屋敷 | イ 氏名 前野 正幸 (60)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地14番屋敷 | イ 氏名 吉田 庄太郎 (71)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地244番地 |
| イ 氏名 徳弘 伝太郎 (50)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地26番屋敷 | イ 氏名 増弘 精吉 (61)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地16番屋敷 | イ 氏名 坂本 浅次 (72)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地38番屋敷 |
| イ 氏名 畠中 朝次 (51)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 7 番屋敷 | イ 氏名 増弘 徳次郎 (62)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 2 番屋敷 | イ 氏名 徳弘 芳太郎 (73)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地27番屋敷 |
| イ 氏名 徳弘 文次 (52)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地337番地 | イ 氏名 増弘 瀧三郎 (63)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地13番屋敷 | イ 氏名 谷本 伊太郎 (74)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地21番屋敷 |
| イ 氏名 上野 万太郎 (53)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 8 番屋敷 | イ 氏名 徳弘 栄吉 (64)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地12番屋敷 | イ 氏名 徳弘 政次 (75)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地252番地 |
| イ 氏名 亀谷 徳松 (54)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 1 番屋敷 | イ 氏名 富田 亀太郎 (65)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地15番屋敷 | イ 氏名 亀谷 森次 (76)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地250番地 |
| | イ 氏名 | イ 氏名 小川 甚三郎 |

| | | |
|--|--|---|
| (77)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地31番屋敷 イ 氏名 山岡 為太郎 | 幡多郡大月町安満地50番屋敷 イ 氏名 谷本 台太郎 | イ 氏名 坂本 雄太郎 |
| (78)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地32番屋敷 イ 氏名 徳弘 貞助 | (89)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地24番屋敷 イ 氏名 中野 菊地 | (100)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地255番地 イ 氏名 福田 春吉 |
| (79)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地33番屋敷 イ 氏名 中川 勝吉 | (90)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地52番屋敷 イ 氏名 山崎 義信 | (101)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地67番屋敷 イ 氏名 福田 信太郎 |
| (80)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地57番屋敷 イ 氏名 中川 岩吾 | (91)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地51番屋敷 イ 氏名 中川 倉吉 | (102)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地255番地 イ 氏名 福田 福三郎 |
| (81)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地30番屋敷 イ 氏名 今津 禎吉 | (92)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地37番屋敷 イ 氏名 谷本 清次郎 | (103)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地201番地 イ 氏名 坂本 音次 |
| (82)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地333番地 イ 氏名 上野 猿 | (93)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地56番屋敷 イ 氏名 福良 茂太郎 | (104)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地178番地 イ 氏名 谷内 繁太郎 |
| (83)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地226番地 イ 氏名 徳弘 徳松 | (94)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地214番地 イ 氏名 坂本 次太郎 | (105)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地31番屋敷 イ 氏名 山岡 力馬 |
| (84)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地39番屋敷 イ 氏名 徳弘 幸松 | (95)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地25番屋敷 イ 氏名 吉田 福太郎 | (106)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地69番屋敷 イ 氏名 山岡 吉太郎 |
| (85)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地223番地 イ 氏名 谷本 才一 | (96)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地59番屋敷 イ 氏名 前野 千代吉 | (107)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地70番屋敷 イ 氏名 山岡 嘉太郎 |
| (86)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地42番屋敷 イ 氏名 徳弘 安太郎 | (97)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地61番屋敷 イ 氏名 谷本 麻吾 | (108)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地71番屋敷 イ 氏名 山岡 久太郎 |
| (87)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地48番屋敷 イ 氏名 立石 佐太郎 | (98)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地67番屋敷 イ 氏名 坂本 歌吉 | (109)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地72番屋敷 イ 氏名 山岡 林太郎 |
| (88)ア 登記簿記載の住所 | (99)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地63番屋敷 | (110)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地73番屋敷 イ 氏名 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(111)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地235番地 イ 氏名 谷内 伝太郎</p> <p>(112)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島35番地 イ 氏名 葦原 敏夫</p> <p>(113)ア 登記簿記載の住所 幡多郡奥内村柏島79番地 イ 氏名 増田 勘市</p> <p>(114)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島35番地 イ 氏名 浜口 権吉</p> <p>(115)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島35番地 イ 氏名 葦原 盛三郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。） イ 保安林として指定された目的 魚つき ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p>(2)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。） イ 保安林として指定された目的 公衆の保健 ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p>(3)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町（次の図に示す部分に限る。） イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p>高知県告示第179号 平成23年2月高知県告示第98号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林 法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を黒潮町役場に掲示すると</p> | <p>ともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年3月29日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀村藤縄10番屋敷 イ 氏名 矢野 三之助</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井24番屋敷 イ 氏名 西尾 勇太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井23番屋敷 イ 氏名 宮地 堅盤</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井32番地 イ 氏名 青木 紋次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井21番屋敷 イ 氏名 吉門 丈太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井20番屋敷 イ 氏名 青木 千橘</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井19番屋敷 イ 氏名 青木 熊吉</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井18番屋敷 イ 氏名 吉門 貞太郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井15番屋敷 イ 氏名 青木 菊太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井14番屋敷 イ 氏名 桜木 民太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所</p> | <p>幡多郡佐賀町熊井13番屋敷 イ 氏名 桜木 善太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井12番屋敷 イ 氏名 桜木 平太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井11番屋敷 イ 氏名 桜木 熊次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井10番屋敷 イ 氏名 山下 覚太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井9番屋敷 イ 氏名 池本 広吉</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井8番屋敷 イ 氏名 池本 馬之助</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井7番屋敷 イ 氏名 野坂 松次郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井6番屋敷 イ 氏名 青木 寿太郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井5番屋敷 イ 氏名 青木 幾治</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井4番屋敷 イ 氏名 村山 芳太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井2番屋敷 イ 氏名 吉川 次郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井1番屋敷</p> |
|--|--|--|

イ 氏名
青木 徳太郎
(23)ア 登記簿記載の住所
横浜市旭区西川島町53番地3

イ 氏名
小金井 三津子
(24)ア 登記簿記載の住所
愛知県名古屋市中区栄一丁目1番4号

イ 氏名
合資会社不二商興

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
黒潮町（次の図に示す部分に限る。）

イ 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

(2)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
黒潮町（次の図に示す部分に限る。）

イ 保安林として指定された目的
魚つき

ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

(3)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
黒潮町（次の図に示す部分に限る。）

イ 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第180号
平成14年3月高知県告示第171号（高知県漁港管理条例第10条の2第1項第1号に規定する施設の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。
平成23年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

表中

| | | | | | | |
|----------|----------------------|----------|----------|-----------|--|-----------------------------|
| 柏島 漁港 | 幡多 郡大 月町 柏島 | 係船 環A | 別図 19 | 2号物 揚場 | 2号物揚 場北東端 から南西 に25メー トルの地 点 | 始点から 南西に9 メートル の地点 |
| | | | | 4号物 | 4号物揚 | 始点から |

| | | | | | | |
|--|--|----------|--|-------------------------------|--|------------------------------|
| | | | | 揚場 | 場北東端 から南西 に12メー トルの地 点 | 南西に18 メートル の地点 |
| | | | | -3メ ートル 岸壁 (その 1) | -3メー トル岸壁 北西端か ら南東に 10メー トルの地 点 | 始点から 南東に32 メートル の地点 |
| | | | | -3メ ートル 岸壁 (その 2) | -3メー トル岸壁 (その 1) 終点 から南東 に15メー トルの地 点 | 始点から 南東に7 メートル の地点 |
| | | | | 渡船物 揚場 (その 1) | 渡船物揚 場西端 | 始点から 東に12メ ートルの 地点 |
| | | | | 渡船物 揚場 (その 2) | 渡船物揚 場(その 1) 終点 から東に 15メー トルの地 点 | 始点から 東に5メ ートルの 地点 |
| | | 係船 環B | | 1号護 岸 | 1号護岸 南西端か ら北東に 5メー トルの地 点 | 始点から 北東に12 メートル の地点 |

を「

| | | | | | | |
|----------|----------------|----------|----------|-----------|---|-----------------------------|
| 柏島 漁港 | 幡多 郡大 月町 | 係船 環A | 別図 19 | 2号物 揚場 | 2号物揚 場北東端 から南西 に9メー トルの地 点 | 始点から 南西に9 メートル の地点 |
|----------|----------------|----------|----------|-----------|---|-----------------------------|

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|----|--|--|-------------------------------|--|------------------------------|
| | | | | | | 柏島 | | | | に25メー トルの地 点 | の地点 |
| | | | | | | | | | 4号物 揚場 | 4号物揚 場北東端 から南西 に12メー トルの地 点 | 始点から 南西に18 メートル の地点 |
| | | | | | | | | | -3メ ートル 岸壁 (その 1) | -3メー トル岸壁 北西端か ら南東に 10メー トルの地 点 | 始点から 南東に32 メートル の地点 |
| | | | | | | | | | -3メ ートル 岸壁 (その 2) | -3メー トル岸壁 (その 1) 終点 から南東 に15メー トルの地 点 | 始点から 南東に7 メートル の地点 |
| | | | | | | | | | 渡船物 揚場 (その 1) | 渡船物揚 場西端 | 始点から 東に12メ ートルの 地点 |
| | | | | | | | | | 渡船物 揚場 (その 2) | 渡船物揚 場(その 1) 終点 から東に 15メー トルの地 点 | 始点から 東に5メ ートルの 地点 |
| | | | | | | | | | 1号護 岸 | 1号護岸 南西端か ら北東に 5メー トルの地 点 | 始点から 北東に12 メートル の地点 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|----------|------|------|---------------|-----------------------------|----------------|----------|------|----------------|-------------------------------------|-----------------|------|-----------------------------------|----------------|
| 佐賀漁港 | 幡多郡黒潮町佐賀 | 係船環A | 別図20 | －5.5メートル岸壁 | －5.5メートル岸壁東端 | 始点から西に5メートルの地点 | 幡多郡黒潮町横浜 | 係船環A | 佐賀物揚場（その6） | 佐賀物揚場西端から東に159メートルの地点 | 始点から東に3メートルの地点 | 泊地護岸 | －3メートル岸壁Ⅱと泊地護岸とが接する地点から西に3メートルの地点 | 始点から西に2メートルの地点 |
| | | | | －1.5メートル佐賀物揚場 | －1.5メートル佐賀物揚場南端から北に3メートルの地点 | 始点から北に2メートルの地点 | | | 横浜3号物揚場 | 横浜3号物揚場西端から東に67メートルの地点 | 始点から東に5メートルの地点 | | | |
| | | | | 佐賀物揚場（その1） | 佐賀物揚場西端から東に18メートルの地点 | 始点から東に6メートルの地点 | | | －3メートル岸壁Ⅱ（その1） | 南防波堤と－3メートル岸壁Ⅱとが接する地点から北西に9メートルの地点 | 始点から北西に6メートルの地点 | | | |
| | | | | 佐賀物揚場（その2） | 佐賀物揚場西端から東に42メートルの地点 | 始点から東に2メートルの地点 | | | －3メートル岸壁Ⅱ（その2） | 南防波堤と－3メートル岸壁Ⅱとが接する地点から北西に63メートルの地点 | 始点から北西に2メートルの地点 | | | |
| | | | | 佐賀物揚場（その3） | 佐賀物揚場西端から東に118メートルの地点 | 始点から東に2メートルの地点 | | | －3メートル岸壁Ⅱ（その3） | 南防波堤と－3メートル岸壁Ⅱとが接する地点から北西に70メートルの地点 | 始点から北西に3メートルの地点 | | | |
| | | | | 佐賀物揚場（その4） | 佐賀物揚場西端から東に126メートルの地点 | 始点から東に2メートルの地点 | | | | | | | | |
| | | | | 佐賀物揚場（その5） | 佐賀物揚場西端から東に141メートルの地点 | 始点から東に2メートルの地点 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

に改める。
別図に次の1図を加える。

別図20

佐賀漁港(幡多郡黒潮町佐賀及び横浜)



高知県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-------------------|---------------|
| 高知市布師田字町田 578番10地先から 高知市布師田字下附 484番1まで | 前 | 27.3 } 41.9 | 308 |
| | 後 | 26.4 } 43.6 | |

高知県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

| 供 用 開 始 区 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|------------|
| 南国市岡豊町中島字カヲツ池578番1から 南国市岡豊町中島字カヲツ池596番1まで | 329 | 平成23年3月30日 |
| 南国市小籠字三ノ塀191番1から 南国市下末松字高屋ノ西444番3まで | 1,500 | 平成23年3月30日 |

高知県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|---|--------------|------------|
| 高知市布師田字町田578番10地先から 高知市布師田字下附484番1まで | 308 | 平成23年3月30日 |

高知県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平樽原
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|------------------------------------|--------------|------------|
| 高岡郡樽原町大向383番1から 高岡郡樽原町大向376番1まで | 184 | 平成23年3月29日 |

高知県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|--------------|------------|
| 高岡郡津野町芳生野字久保田丙641番4から 高岡郡津野町芳生野字東屋式丙910番1まで | 126 | 平成23年3月29日 |

高知県告示第186号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

別表の2 指定代理金融機関の(3)の表中

| | |
|------------|------|
| 幡多信用金庫川崎支店 | 四万十市 |
|------------|------|

昭和52年6月19日

を

| | |
|--------------------|-------------|
| 幡多信用金庫川崎支店 平田支店 | 四万十市 宿毛市 |
|--------------------|-------------|

昭和52年6月19日
平成23年4月1日

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中

| | |
|------------|---|
| 「 〃 平田 〃 」 | 〃 |
|------------|---|

平成3年4月8日

を削る。

高知県告示第187号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

| | | |
|---|------------------|------------------|
| 「 高知女子大学 高知女子大学永国寺事務室 高知短期大学 高知県立高知追手前高等学校 」 | 〃 〃 〃 〃 | 〃 〃 〃 〃 |
|---|------------------|------------------|

三里支店
県庁支店
〃
〃

を

| | | |
|-------------------|---|---|
| 「 高知県立高知追手前高等学校 」 | 〃 | 〃 |
|-------------------|---|---|

県庁支店

に改め、

| | | |
|----------------|---|---|
| 「 高知県立仁淀高等学校 」 | 〃 | 〃 |
|----------------|---|---|

〃

を削り、

| | | |
|--------------|---|---|
| 「 高知県中村警察署 」 | 〃 | 〃 |
|--------------|---|---|

中村支店

を

| | | |
|--------------|---|---|
| 「 高知県中村警察署 」 | 〃 | 〃 |
|--------------|---|---|

〃

に、

| | | |
|--|--------------------|------------------|
| 「 高知県立幡多看護専門学校 高知県立宿毛高等学校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県宿毛警察署 」 | 宿毛市 〃 〃 〃 | 〃 〃 〃 〃 |
|--|--------------------|------------------|

宿毛支店

〃

〃

〃

を

| | | |
|--|--------------------|----------------------------------|
| 「 高知県立幡多看護専門学校 高知県立宿毛高等学校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県宿毛警察署 」 | 宿毛市 〃 〃 〃 | 幡多信用金 株式会社四 幡多信用金 株式会社四 |
|--|--------------------|----------------------------------|

庫平田支店

国銀行宿毛支店

に改める。

庫平田支店
国銀行宿毛支店

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市具同第二土地改良区の定款の変更を平成23年3月16日に認可した。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成23年3月18日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 高知県土地利用基本計画書に係る変更の要旨

国土利用計画法の規定による国土利用計画（第四次全国計画）を基本として、土地利用の基本方向及び土地利用の原則と五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を変更した。

2 高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨

- (1) 農業地域 宿毛市及び四万十町において変更した。
- (2) 森林地域 高知市において変更した。